

III. 推進施策

Ⅲ. 推進施策

*具体的取組みの表中「→推進施策 No.」は、関連する取組みの属する推進施策 No.を表します。

*担当部署欄の（ ）は、取組みの関連課を表します。

施策の方向1 子どもの権利意識の向上と権利感覚の育成

〈子どもへの支援〉

推進施策1 子どもの権利学習の推進

学校における子どもの権利学習を教科学習や特別活動などあらゆる機会に進めます。また、学校以外にも子どもの権利学習ができる場をさらにつくっていきます。

No.	具体的取組み	担当部署
①	学校の教育計画に位置付け、子どもの権利に関する授業を実施します。教育活動全体を通して、子どもの権利についての学習をすすめます。→推進施策4	教育研究所
②	子どもの権利に関する授業の指導資料及び指導方法を、実践しながら工夫改善します。	教育研究所
③	幼稚園・保育所に通う子どもが子どもの権利を学ぶ機会をつくれます。	子ども支援課 (くらし人権課)
④	子どものサロン(※)、子どもスタッフ会議(※)において、子どもの権利学習を支援します。	くらし人権課
⑤	子どもの権利の日(※)事業を充実します。→推進施策2	くらし人権課 子ども支援課 文化スポーツ課

〈おとなへの支援〉

推進施策2 子どもに関わるおとなに対しての普及啓発などの支援

子ども施設や、子育て支援事業、生涯学習事業、母子保健事業などにより、保護者などを対象として子どもの権利について普及啓発を進めます。また、子どもの権利について理解を深めるため、子ども施設職員、行政職員などへの研修、情報提供などや教職員への子どもの権利授業に関わる支援を推進します。

No.	具体的取組み	担当部署
①	子どもの権利条例リーフレットを効果的に配布するとともに活用促進を図ります。	くらし人権課

②	小中学校での権利学習の授業公開を進めるとともに、学校からのたよりなどにより、保護者などを対象に、子どもの権利の普及を進めます。	教育研究所
③	幼稚園・保育所から保護者などを対象に、子どもの権利の日を中心に子どもの権利の普及を進めます。	子ども支援課
④	子どもの権利の日事業を充実します。→推進施策1	くらし人権課 子ども支援課 文化スポーツ課
⑤	保護者などおとなを対象に、子どもの権利について学習機会や情報の提供などを充実します。→推進施策8、10、12	くらし人権課 子ども支援課 文化スポーツ課 教育推進課
⑥	保健センターで、母子保健手帳交付時、各種健診時において、子どもの各成長段階に応じ、親など保護者を対象に子どもの権利の普及を進めます。	保健センター
⑦	小中学校、幼稚園、保育所ほか子ども施設職員を対象に、子どもの権利に関する研修を実施します。→推進施策8、10、13	教育研究所 教育推進課 子ども支援課 くらし人権課
⑧	子どもの権利授業実践についての情報収集・提供や交流を進めます。	教育研究所
⑨	高等学校の職員を対象に、子どもの権利に関する情報等を提供します。	くらし人権課
⑩	民生児童委員など地域福祉を支える人を対象に、子どもの権利についての学習機会を提供します。→推進施策12	高齢福祉課 くらし人権課
⑪	行政職員を対象に子どもの権利に関する研修を実施します。	人事課 くらし人権課
⑫	親育ち4・3・6・3たじみプラン（※）における取組みを進めます。→推進施策7	教育推進課



施策の方向2 子どもの意見表明・参加の促進

〈子どもへの支援〉

推進施策3 たじみ子ども会議の活性化など市政への子どもの意見表明・参加の促進

たじみ子ども会議を、まちづくり、市政などへの子どもの意見表明・参加の場として活性化します。また、市政への子どもの意見表明・参加の場を広く設け、青少年まちづくり市民会議が集める子どもスタッフ、地域の行事に関わる子どもたちなどからも意見を聞く機会を持ちます。

No.	具体的取組み	担当部署
①	まちづくり、市政などへの子どもの意見表明・参加の場として、子ども会議を活性化します。	くらし人権課
②	他市の子どもとの交流など子ども会議の活動支援を行います。	くらし人権課
③	市の事業実施にあたり、子どもの意見聴取に努めます。	各部署共通
④	公園、学校など子どもに関係する施設の建設などにあたって、子どもの意見聴取・参加に努めます。	各部署共通
⑤	多治見市の環境を知るための環境学習を進めます。	環境課
⑥	子ども向けの副読本を作成するなど、社会参加につながる情報提供をします。	教育研究所 福祉課

〈子どもへの支援〉

推進施策4 学校などにおける子どもの意見表明・参加の促進

学校などにおける子どもの意見表明・参加をさらに促進します。また、意見表明・参加が進むよう教職員、学校を支援します。

No.	具体的取組み	担当部署
①	子どもの声を授業づくりや学校行事に反映させる方策を検討します。	教育研究所
②	子どもの権利学習を充実し、子どもの意見表明・参加を促進します。→推進施策1	教育研究所
③	中学校連合生徒会を、学校を含む地域づくりのための子どもの意見表明・参加の場として支援します。	教育研究所
④	適応指導教室（さわらび学級）やキキョウフレンド（※）の活動を充実し、不登校の子どもの意見表明・参加を促進します。→推進施策9	教育相談室

⑤	キキョウスタッフ（※）を充実し、障がいのある子どもの意見表明・参加を促進します。→推進施策9	教育相談室
---	--	-------

〈子どもへの支援〉

推進施策5 子ども施設などにおける子どもの意見表明・参加の促進

子ども施設などにおける子どもの意見表明・参加を促進するとともに、子どもがさまざまな場で意見表明をしたり、主体的に参加したりできるよう、情報や場の提供など環境整備に努めます。

No.	具体的取組み	担当部署
①	子どものサロンを充実します。	くらし人権課
②	児童館・児童センターにおいて、子どもの意見を施設運営などに活かしていくよう努めます。→推進施策9	子ども支援課
③	子ども情報センターにおいて、子どもの意見を施設運営などに活かしていくよう努めます。→推進施策9	文化スポーツ課
④	子ども情報センターにおいて、子どもに関わる情報の収集と発信を充実します。	文化スポーツ課
⑤	学習館において、文化芸術活動など子どもの自主的活動を支援するために、場の提供などを行います。	文化スポーツ課

〈子どもへの支援〉

推進施策6 地域における子どもの意見表明・参加の促進

地域において、子どもの意見表明・参加を促進します。

No.	具体的取組み	担当部署
①	青少年まちづくり市民会議による青少年健全育成活動を推進し、子どもの意見表明・参加の場を充実します。	教育推進課
②	地域ボランティア活動を支援します。	教育推進課 教育研究所 くらし人権課
③	子ども会、ジュニアリーダー会（※）の活動を支援します。	教育推進課

〈おとなへの支援〉

推進施策7 乳幼児に安心して向き合えるような親など保護者の支援の充実

乳幼児の権利を尊重し、子どもとともに安心して学びあい、育ちあい、地域とつながることができるよう、乳幼児の親など保護者の支援を充実します。また、年齢とともに変化していく子どもに関する問題に対して、保護者や子どもの支援ができるように、各関係機関の連携をさらに進めます。

No.	具体的取組み	担当部署
①	母子保健推進員、ピアママ（※）など市民団体との連携協力による親など保護者への相談支援体制の充実を図ります。→推進施策 12	保健センター
②	妊娠中からの仲間づくりなど、日常的に安心して集まることができる場を提供します。	保健センター
③	家庭児童相談（※）を充実し、関連機関との連携協力をさらに強化します。→推進施策 12	子ども支援課
④	子育て支援センター事業など子育て支援事業を充実し、親子が主体的に関わることができる仕組みづくりを進めます。	子ども支援課 保健センター
⑤	親育ち 4・3・6・3 たじみプランにおける取組みを進めます。→推進施策 2	教育推進課

〈おとなへの支援〉

推進施策8 子どもの意見表明・参加の意義やその支援のあり方などについての啓発

子どもの意見表明・参加の意義やその支援のあり方などについて啓発に努めます。子どもの意見表明・参加の意義の啓発については、子どもの生活におけるゆとりの必要性の啓発も含みながら行います。

No.	具体的取組み	担当部署
①	子どもの意見表明・参加の意義の理解を促し、子どもの意見表明・参加を保障できるよう、保護者などおとなを対象に、子どもの権利の学習機会や情報の提供などを充実します。→推進施策 2、13	くらし人権課 文化スポーツ課 子ども支援課 教育推進課
②	子どもの意見表明・参加の意義の理解を促し、子どもの意見表明・参加を保障できるよう、子ども施設職員を対象に、子どもの権利に関する研修を実施します。→推進施策 2、10、13	教育研究所 子ども支援課 くらし人権課
③	子どもの意見表明・参加の意義の理解の促進、子ども支援のあり方などについての研修など、地域における子ども参加を支える人への支援に努めます。→推進施策 10	文化スポーツ課 教育推進課 くらし人権課

施策の方向3 子どもの居場所づくりの推進

〈子どもへの支援〉

推進施策9 居場所づくりの推進と居場所への子どもの参加の促進

学校等子ども施設や地域が子どもにとって安心して過ごせる居場所となるよう、子どもの居場所づくりをさらに進めます。また、子どもが利用する施設などの運営や事業などへ、子どもが参加できる機会の提供を一層進めます。

No.	具体的取組み	担当部署
①	児童館・児童センターにおいて、中高生年代の居場所づくりを推進します。	子ども支援課
②	児童館・児童センターにおいて、子どもの意見を施設運営などに活かしていくよう努めます。→推進施策5	子ども支援課
③	子ども情報センターの子どもの居場所としての機能を充実します。	文化スポーツ課
④	子ども情報センターにおいて、子どもの意見を施設運営などに活かしていくよう努めます。→推進施策5	文化スポーツ課
⑤	生涯学習施設において、子どもの居場所づくりを推進します。	文化スポーツ課
⑥	たじみ子育てパートナーウィズ・チル（※）の活動を推進します。	くらし人権課
⑦	適応指導教室やキキョウフレンドを充実し、不登校の子どもの居場所づくりを進めます。→推進施策4	教育相談室
⑧	キキョウスタッフを充実し、障がいのある子どもの居場所づくりを進めます。→推進施策4	教育相談室
⑨	青少年まちづくり市民会議（※）による青少年健全育成活動を推進し、子どもの居場所を充実します。	教育推進課
⑩	子どもを取り巻く環境における無煙化を進めます。	保健センター

〈おとなへの支援〉

推進施策 10 子どもの居場所におけるおとなへの支援

家庭、学校等子ども施設、地域が子どもにとって安心して過ごせる居場所となるよう、親など保護者、職員をはじめとするおとなへの研修、情報提供などを充実します。

No.	具体的取組み	担当部署
①	子どもにとって居場所が果たす意義の理解を促し、子どもの思いや状況に配慮した対応が行えるよう、保護者などおとなを対象に、子どもの権利の学習機会や情報の提供などを充実します。→推進施策 2、8、12	くらし人権課 文化スポーツ課 子ども支援課 教育推進課
②	子どもにとって居場所が果たす意義の理解を促し、子どもの思いや状況に配慮した対応が行えるよう、子ども施設職員を対象に子どもの権利の研修を実施します。→推進施策 2、8、13	子ども支援課 教育研究所 くらし人権課
③	生涯学習施設の職員を対象に、子どもの居場所づくりの意義や子どもへの対応方法等子どもの権利についての情報提供を行います。	文化スポーツ課 くらし人権課
④	子どもにとって居場所が果たす意義の理解を促し、子どもの思いや状況に配慮した対応が行えるよう、ウィズ・チルを対象に研修を行います。	くらし人権課
⑤	地域において子どもの居場所づくりを支援するおとなを対象に、子どもの居場所づくりの意義や子どもへの対応方法等子どもの権利についての情報提供を行います。→推進施策 8	教育推進課 子ども支援課 文化スポーツ課 くらし人権課



施策の方向4 子どもの生命、安全を守る相談・救済体制の充実

〈子どもへの支援〉

推進施策11 相談機関の子どもへの広報の充実と、安心して相談できる体制や環境の整備

権利侵害についての認識を高めるよう働きかけながら、子どもが直接相談できる機関について、子どもに分かりやすく具体的に広報します。また、子どもが安心して気軽に相談できる体制や環境の整備を一層進めます。

No.	具体的取組み	担当部署
①	巡回・出張子どもの権利相談室を充実するなど、子どもが安心して容易に相談できる体制を整備します。	くらし人権課
②	子どもに直接配布する各種相談カードの配付時期・方法やメディアなどの子ども向け広報を工夫するとともに、市の体制をカバーする市以外の相談機関の広報も積極的に行います。	くらし人権課 教育相談室
③	子どもが安心して気軽に相談できるよう、子どもの権利相談室の相談機能を充実するとともに相談環境を充実します。	くらし人権課
④	適応指導教室（さわらび学級）を一層充実します。	教育相談室
⑤	スクールソーシャルワーカー（※）と連携・協働する教育相談体制の充実を図ります。	教育相談室
⑥	スクールカウンセラー、スクール相談員（※）を充実するよう努めます。	教育相談室
⑦	各種相談員、相談救済機関は、子どもの最善の利益を考慮した相談・救済対応に努めます。	くらし人権課 子ども支援課 教育相談室



〈おとなへの支援〉

推進施策12 権利侵害防止の観点からの広報・啓発と相談支援体制の充実

子どもの権利侵害を防止し、被害を出さないために、子どもの権利についての社会的認識を高める効果的な広報・啓発に努めるとともに、子育て中の親など保護者が安心して子どもに向き合えるよう相談支援体制を充実します。

No.	具体的取組み	担当部署
①	保護者などおとなを対象に、子どもの権利についての学習機会や情報提供などを充実します。→推進施策2、8、10	くらし人権課 子ども支援課 保健センター 文化スポーツ課 教育推進課
②	母子保健推進員、ピアママなど市民団体との連携協力による親など保護者への相談支援体制の充実を図ります。→推進施策7	保健センター
③	子どもを守る地域力を高めるために、地域の子どもを支えるおとなを対象に、子どもの権利についての情報提供などを行います。→推進施策2	高齢福祉課 くらし人権課
④	ハイリスク妊婦（※）などへの訪問指導を充実します。	保健センター
⑤	家庭児童相談を充実し、関連機関との連携協力をさらに強化します。→推進施策7	子ども支援課
⑥	子育て相談を充実します。	子ども支援課 (教育相談室)

〈おとなへの支援〉

推進施策13 子ども施設職員の意識の向上

子どもの権利侵害の早期発見・早期対応を図るために、子どもからのSOSを適切に受け止め専門機関と連携が取れるように、子ども施設職員の意識の向上を図るよう努めます。

No.	具体的取組み	担当部署
①	子ども施設職員が子どもの権利に関する認識を深め、各種相談機関についての理解を促すために情報提供と学習機会の提供や研修などを充実します。→推進施策2、8、10	教育推進課 教育研究所 教育相談室 子ども支援課 くらし人権課

〈子どもの権利擁護委員機能の充実〉

推進施策14 子どもの権利擁護委員制度における相談・救済機能の充実

安心かつ信頼して相談できるように、子どもの権利擁護委員制度を、専門性、第三者性を有する相談・救済機関として機能強化を図ります。また、子どもの権利擁護委員制度についての社会的認識を高めるよう広報・啓発に努めます。

No.	具体的取組み	担当部署
①	子どもの権利擁護委員制度（※）の専門性などの機能強化を図り、安心して相談できる体制を整えます。	くらし人権課
②	子どもの権利擁護委員制度の認知度を向上させるために活動報告会を実施します。	くらし人権課

〈ネットワークの充実〉

推進施策15 関連機関の連携による子どもの権利救済体制の充実

子どもの権利侵害の早期発見・早期対応や権利侵害の防止を図るために、子ども関連機関のネットワークの活性化、充実を図ります。

No.	具体的取組み	担当部署
①	生徒指導主事、教育相談主任、スクールカウンセラー、ほほえみ相談員などの連携による学校での相談体制を強化します。	教育相談室
②	要保護児童対策地域協議会を活用して、学校、地域、関係機関の連携を強化し、子どもの権利侵害の早期発見・早期対応や権利侵害の防止を図ります。	子ども支援課



IV. 推進体制

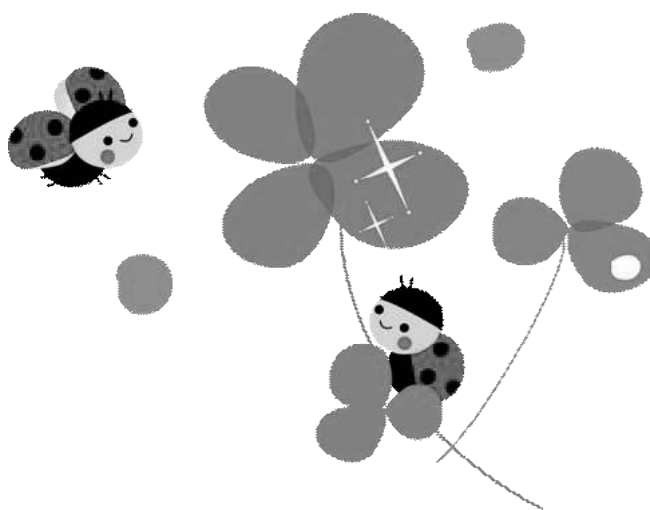
IV. 推進体制

1. 庁内推進体制の充実

子どもの権利施策関連課連絡会議を定期的を開催し、子どもの権利に関する推進計画の策定や、検証をします。子どもに関する施策の組織横断的な推進体制を充実します。子育て支援の施策においても、子ども支援の視点で行うことができるよう調整していきます。

2. 市民、市民グループ、関係団体等との連携・協働

計画を効果的に推進し、実効性のあるものにするために、子どもの成長に関わる市民や市民グループとの連携や協働、市以外の子どもに関わる機関や一般事業所などとの連携をさらに進めます。



V. 施策の検証

V. 施策の検証

1. 行政による自己評価の実施

計画について、毎年度、進捗状況を把握するとともに、計画の見直し、終了時において自己評価を実施し、子どもの権利条例第20条に基づき設置されている「多治見市子どもの権利委員会」の評価を求めます。なお、自己評価は、子どもの権利の視点で行うこととします。

2. 子どもの権利委員会による施策の検証

子どもの権利条例第21条により、多治見市子どもの権利委員会が、子どもに関する施策における子どもの権利保障の状況などについて、調査や審議を行い、検証します。調査は、子どもの権利に関するアンケート調査の実施を含みます。

